

内閣府

○総務省令第三号

文部科学省

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百十号）の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の四、第二十三条の三の五及び第二十三条の三の七の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年七月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 野田 聖子

文部科学大臣 林 芳正

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順

次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



請者が当該組合の組合員であつた間に限る。)において、当該申請者が当該組合の組合員(法第五十七条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養に係る令第二十三条の三の三第一項第一号に規定する合算額又は計算期間(申請者が当該組合の組合員であり、かつ、当該申請者の被扶養者であつた者が当該申請者の被扶養者であつた間に限る。)において、当該申請者の被扶養者であつた者が当該組合の組合員の被扶養者(法第五十九条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養に係る令第二十三条の三の三第一項第一号に規定する合算額

〔五・六 略〕

〔4・5 略〕

(限度額適用の認定)

第一百十条の五 令第二十三条の三の五第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ若しくは第三号ハ若しくはニ(これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。)の規定による組合の認定又は同条第四項又は第五項の規定による組合の認定(令第二十三条の三の四第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。)(以下この条において「認定」という。)を受けようとする者(その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員)は、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。

〔一〜五 略〕

六 認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第一号から第四号まで、第二項第一号から第四号まで、第三項第三号若しくは第四号又は第四項第三号若しくは第四号のいずれかに該当する旨

2 前項の書類には、認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第一号から第四号まで、第二項第一号から第四号まで、第三項第三号若しくは第四号又は第四項第三号若しくは第四号のいずれかに該当することを証明する書類を添付しなければならない。

〔3 略〕

4 認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、限度額適用認定証を組合に返納しなければならない。

〔一〜三 略〕

四 令第二十三条の三の五第一項第一号イに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第一号ロに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第一号ハに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第一号ニに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第一号イから第四号までのいずれかに掲げる者が令第二十三条の三の四第三項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第三号ハに掲げる者が令第二十三条の三の四第四項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第二十三条の三の五第一項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第二十三条の三の五第一項

請者が当該組合の組合員であつた間に限る。)において、当該申請者が当該組合の組合員(法第五十七条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養に係る令第二十三条の三の三第一項第一号に規定する合算額又は計算期間(申請者が当該組合の組合員であり、かつ、当該申請者の被扶養者であつた者が当該申請者の被扶養者であつた間に限る。)において、当該申請者の被扶養者であつた者が当該組合の被扶養者(法第五十九条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養に係る令第二十三条の三の三第一項第一号に規定する合算額

〔五・六 同上〕

〔4・5 同上〕

(限度額適用の認定)

第一百十条の五 令第二十三条の三の五第一項第一号イからニまでのいずれか(これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。)の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定(令第二十三条の三の四第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。)(以下この条において「認定」という。)を受けようとする者(その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員)は、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。

〔一〜五 同上〕

六 認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号若しくは第二号に該当する旨

2 前項の書類には、認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号若しくは第二号に該当することを証明する書類を添付しなければならない。

〔3 同上〕

4 認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、限度額適用認定証を組合に返納しなければならない。

〔一〜三 同上〕

四 令第二十三条の三の五第一項第一号イに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第一号ロに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第一号ハに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第二十三条の三の五第一項第一号ニに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第二十三条の三の五第四項若しくは第五項の規定により令第二十三条の三の四第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき。

三号二に掲げる者が令第二十三条の三の四第四項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第二十三条の三の五第四項若しくは第五項の規定により令第二十三条の三の四第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき。

〔五・六 略〕

〔5〕7 略〕

(限度額適用・標準負担額減額の認定)

第一百十條の六 令第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはハ、第三号ホ若しくはヘ若しくは第四号ロ(これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。)の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定(令第二十三条の三の四第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。)(以下この条において単に「認定」という。)を受けようとする者(その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員)は、次に掲げる事項を記載した書類を、組合に提出しなければならない。

〔一〕五 略〕

六 認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第五号、第三項第五号若しくは第六号、第四項第五号若しくは第六号若しくは第五項第二号のいずれかに掲げる区分に該当する旨又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当する旨

2 前項の書類には、認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第五号、第三項第五号若しくは第六号、第四項第五号若しくは第六号若しくは第五項第二号のいずれかに掲げる区分に該当することを証明する書類又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当することを証明する書類を添付しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

〔3 略〕

4 認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、限度額適用証を組合に返納しなければならない。

〔一〕三 略〕

四 令第二十三条の三の五第一項第一号ホに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第二号ホに掲げる者が令第二十三条の三の四第三項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第二号ヘに掲げる者が令第二十三条の三の四第三項第六号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第三号ホに掲げる者が令第二十三条の三の四第四項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第三号ヘに掲げる者が令第二十三条の三の四第四項第六号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第二十三条の三の五第一項第四号ロに掲げる者が令第二十三条の三の四第五項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第二十三条の三の五第四項若しくは第五項の規定により令第二十三条の三の四第二項第五号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者

〔五・六 同上〕

〔5〕7 同上〕

(限度額適用・標準負担額減額の認定)

第一百十條の六 令第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号ハ若しくはニ、第三号ハ若しくはニ若しくは第四号ハ(これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。)の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定(令第二十三条の三の四第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。)(以下この条において単に「認定」という。)を受けようとする者(その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員)は、次に掲げる事項を記載した書類を、組合に提出しなければならない。

〔一〕五 同上〕

六 認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第五号、第三項第三号若しくは第四号、第四項第三号若しくは第四号若しくは第五項第三号のいずれかに掲げる区分に該当する旨又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当する旨

2 前項の書類には、認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第五号、第三項第三号若しくは第四号、第四項第三号若しくは第四号若しくは第五項第三号のいずれかに掲げる区分に該当することを証明する書類又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当することを証明する書類を添付しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

〔3 同上〕

4 認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、限度額適用証を組合に返納しなければならない。

〔一〕三 同上〕

四 令第二十三条の三の五第一項第一号ホに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第二号ハに掲げる者が令第二十三条の三の四第三項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第二号ニに掲げる者が令第二十三条の三の四第三項第六号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第三号ハに掲げる者が令第二十三条の三の四第四項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第三号ニに掲げる者が令第二十三条の三の四第四項第六号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第二十三条の三の五第一項第四号ハに掲げる者が令第二十三条の三の四第五項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第二十三条の三の五第四項若しくは第五項の規定により令第二十三条の三の四第二項第五号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者

<p>が当該区分に該当しなくなつたとき。</p> <p>〔五・六 略〕</p> <p>〔5〜7 略〕</p> <p>(高額介護合算療養費の決定の請求等)</p> <p>第百十条の七 〔略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 申請者が、令第二十三条の三の七第一項第五号又は第二項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、組合が番号利用法第十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報提供を受けることなびきるときは、この限りでない。</p> <p>〔4〜6 略〕</p> <p><b>別紙様式第25号</b></p> <p>〔様式 略〕</p> <p>備考</p> <p>〔1〜5 略〕</p> <p>6 適用区分欄には、適用対象者が地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と、<u>同条第3項第4号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と記載すること。</u></p> <p>〔7 略〕</p> <p><b>別紙様式第25号の2</b></p> <p>〔様式 略〕</p> <p>備考</p> <p>〔1〜5 略〕</p> <p>6 適用区分欄には、適用対象者が地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と、<u>同条第3項第6号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第5号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。</u></p> <p>〔7・8 略〕</p>	<p>が当該区分に該当しなくなつたとき。</p> <p>〔五・六 同上〕</p> <p>〔5〜7 同上〕</p> <p>(高額介護合算療養費の決定の請求等)</p> <p>第百十条の七 〔同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 申請者が、令第二十三条の三の七第一項第五号又は第二項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、組合が番号利用法第十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報提供を受けることなびきるときは、この限りでない。</p> <p>〔4〜6 同上〕</p> <p><b>別紙様式第25号</b></p> <p>〔様式 同左〕</p> <p>備考</p> <p>〔1〜5 同左〕</p> <p>6 適用区分欄には、適用対象者が地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と記載すること。</p> <p>〔7 同左〕</p> <p><b>別紙様式第25号の2</b></p> <p>〔様式 同左〕</p> <p>備考</p> <p>〔1〜5 同左〕</p> <p>6 適用区分欄には、適用対象者が地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と、<u>同条第3項第4号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第3号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。</u></p> <p>〔7・8 同左〕</p>
--	--

備考 表中の「」の記号は出記しなす。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、平成三十年八月一日から施行する。

(様式の特例)

第二条 この命令による改正前の別紙様式第二十五号による限度額適用認定証及び別紙様式第二十五号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証は、当分の間、この命令による改正後の別紙様式第二十五号及び別紙様式第二十五号の二の様式によるものとみなす。